

議第95号

京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例
京都市区役所支所設置条例の一部を次のように改正する。
伏見区役所深草支所の項中「， 深草八反田町， 深草陵町， 深草松本町， 深草カラメ町， 深草小森町」を削る。

附 則

この条例は， 公布の日から施行する。

提案理由

伏見区役所深草支所の所管区域内の既に廃止された町について， 規定を整備する必要があるので提案する。